

2021年12月27日発行

第 115 号

エコ・リサ通信

特定非営利活動法人
埼玉エコ・リサイクル連絡会広報

NPO 法人埼玉エコ・リサイクル連絡会 02・11・9日所沢ソーラー見学記報告

12/14 ZOOMで見学会の様子と詳細を配信しました。

報告会の動画をご覧になりたい方は、エコ・リサイクル連絡会のホームページにアップしてありますので、こちらをご覧ください。

2021 研修見学会 <http://ecorisa.com/kenngaku2021/>

所沢市の農業の特徴として、元々、畑作農業が続いてきた。畑はたくさんあるが、耕作の担い手不足で、専業農家は少なくなり、遊休地がたくさんある。東は比較的乾燥地が多く、西側は丘陵になっているため、お茶などが栽培されている。

所沢市民ソーラー・山宇農園発電所 ～ソーラーシェアリング～ 2019年開所

あいにくの雨でしたが、ソーラーの設置されている場所は思ったより明るく、パネルの列の間隔が1.3メートルあり、採光にとってもよさそう。ソーラーパネルの下で2年間菊芋と山わさび(ホースラディッシュ)を栽培している山宇農園の山崎氏によると、菊芋は、ソーラーパネルがあってもなくても、成長に変化は見られず良好。主に北海道で栽培されている山わさびは、ソーラーパネルの下の方が、夏の直射日光を避けることができ、成長は良好。1年物よりは2年物の方が葉も大きく、虫に食べられながらも、元気に成長していた。

山わさびは、約2年土の中で成長をさせてから収穫。600メートル続く、江戸時代から120年も続く三富新田の専業農家の山崎さんは、珍しい植物、花オクラ、パパイヤやカボチャなども栽培されている。

20度のパネルの傾きは、夏には最適。冬は太陽が低くなるので、30～35度の傾きが適切ではあるが、可動式は設置費用が1.5倍にもなるため、20度を選択した。

反射光もあるので、植物の成長には影響のない、高さと傾きである模様。

西武アグリ&HE(株)・北岩岡発電所 ～ソーラーシェアリング～ 2021年開所

2種のパネルを採用、遮光率は、垣根仕立てのワイン用ブドウのパネルで30%前半、棚仕立ての食用ブドウは水分が多くてよいので、30%後半と使い分けている。

ブルーベリーは、防草シートの上に、水はけのよい直径60センチ程度のプランターで、多品種を栽培。所沢市は、市民ソーラーを通じて、電気を購入し、市役所の42%の電力を賄っている。

所沢市環境クリーン部環境政策課の石川さんの説明では、FITを使わず、全量を消費する条件を満たすことで設置費用を補助金で賄っているため、電力料金は安くして所沢市に売電。元は広い畑だった遊休地にパネルを設置。最寄の新所沢駅から歩いて40分のため、2023年の観光農園開園に向けては、車の混雑を避けるための道路整備が必要になるかも。養蜂も試みているが、すぐ後ろが森のため、スズメバチの攻撃にあっている。自ら充電ステーションに戻り充電するモアという自動草刈機が、下草を刈っていた。

メガソーラー所沢 ごみの処分場の上の発電所 2014年開所

設置費用4億円超。北野一般廃棄物最終処分場の上に設置。年数がたっているため、臭いはほとんどない。

業者からパネルを借りて、10年間リース料を支払い、その後の10年間で売電利益を得る、包括リース方式。5000万円の売電収入を予定。

ごみの処分場だったため、パネルのアンカーは、縦に長いものを埋めるとごみにあたってしまうので斜めに1メートル打ってある。

除草は年2回事業者に依頼。36円+税だが、年に0.5%程度のパネルの劣化による発電量の減衰がある。朝露や霧など、雨にぬれると地面に電気が逃げってしまう恐れがあるが、今のところ特別問題は生じていない。



一般社団法人 繊維リサイクル協会

<http://tera-jpn.or.jp/index.html>

フロートソーラー所沢 松ヶ丘貯水池の発電所 2016年開所

両側に川があり、住宅街を整備した西武から調整池を譲り受けた。調整池にフロートソーラー設置は珍しいので見学が多い。設置前は住民からの反射光にたいする不安の意見が多かったが、設置後苦情はない。竹で作った浮島が壊れていて、その部分にソーラーを青い浮きに乗せて設置。自然を壊さないよう設置したので、シラサギなどが戻ってきている。湖面の清掃を事業者に依頼し、パネルの糞なども取り除いている。揺れの対策に底にブロックの重りをつけているので、壊れたりほしませんが、大雨のため溢れるまで1メートルということがあり、今年止水壁をつくり、かさましする予定。底面は、1メートル近くヘドロがたまっている。

市内全小中学校の屋根にソーラーパネル設置を目指している。

(報告 大前 万寿美)

創業
昭和3年

珍来

www.chinrai.co.jp

税理士法人 T&M ソリューション

毎月第2水曜日は「税の無料相談日」お気軽にお問い合わせください！

お問合せ ☎03-5829-9664 E-mail info@tms.or.jp



読売旅行

読売旅行「あなたの街から」いい旅 いつも これからも

☎03-6859-4343 FAX : 03-6859-4433

司法書士竹内啓修事務所

お問合せ ☎048-963-6055 不動産・商業登記全般

連載

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令に関する共同提言について

非営利活動法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会 理事
ごみを知ろう委員会担当 上領 園子

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2021 年 3 月に閣議決定され、6 月に公布されました。この法律が成立したときに、“減プラスチックごみ関係の活動をしている”多くの団体が共同でこの法律で不十分な点、カバーできていない点について指摘し、改善を行うよう提言し働きかけてきました。

しかしながら、2021 年 12 月に政省令として示された、この政省令においては、指摘した改善点が依然として反映されていないことから、「減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク」及び賛同の団体は、山口 壯・環境大臣、萩生田光一・経済産業大臣宛に、本政省令に関する共同提言をすることになりました。私たち埼玉エコ・リサイクル連絡会も賛同団体の一員として参加することにしました。

どういうことについて提言したかをかいつまんでお伝えします。

1. 追加的なプラスチック汚染を根絶する目標の 2030 年への前倒し：

「2015 年の国連サミット」では、海洋汚染を防止、削減するために、「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ための期限を 2025 年までと定めている。それにもかかわらず、流出ゼロへの削減期限を 2050 年としており、2025 年という目標期限を実質的に取り下げているに等しい。プラスチックが陸域から海洋流出し、2040 年には世界で年間 3,000 万トンに達すると予測されている。については、「流出根絶目標を 2050 年から大幅に前倒しさせる必要がある。

2. 目標の明確化と、バイオマスプラスチック導入以外の目標の引き上げや期限前倒し：

以下の排出削減やリユース・リサイクル関連の目標を設定している。

- ① 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
- ② 2025 年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること
- ③ 2030 年までにプラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクル
- ④ 2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース、リサイクル等により有効利用
- ⑤ 2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増

⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

「2050年カーボンニュートラルを実現」しつつ、プラスチックの環境への流出を2030年に前倒しで根絶するためには、目標自体の引き上げや期限の前倒しが必要である。

①については、「排出抑制目標をさらに引き上げる」べきである。これまで通りの薄肉化や軽量化主体の取組では限界があり、リサイクルしにくいワンウェイプラスチックを早期に無くし、使い捨て容器包装無しでの提供や、リユースが推進される社会を実現するための新たな仕組みづくりが求められる。海外では、より高い目標が示されている。

③については、2030年までに原則としてプラスチック製容器包装の「100%をリユース又はリサイクルする」必要がある。

④については、「達成目標を2030年までへと前倒し」すべきである。

⑤については、「2030年までにバージン素材を100%用いたプラスチック製品の製造を原則として禁止にした上で、目標を上積みする」ことが望ましい。

なお①や⑤においては、その基準年や基準数値が示されていないため、ワンウェイプラスチックの排出を総量として何トン減らすのか、プラスチックの再生利用を何%とするのかが不明である。これらの「基準を明確に示し、目標を数値化する」ことが求められる。

⑥については新たな環境問題を引き起こす恐れがあり、やめるべき。

3. 循環基本法における優先順位に沿ったリユースの推進と各優先順位の定義の明確化：

優先順位について、基本法3Rの基本原則が反映されていない。また熱回収を実施する際の、「定義があいまいであるため、熱回収が安易に推進され続ける可能性が残る」については「判断基準を、厳格かつ明確に定義付けする」必要がある。

4. 事業者への努力要請に一定の強制力をもたせ、特定プラスチック使用製品のみならず、容器包装リサイクル法が適用される容器包装についても、品目を特定し、有料化を義務づけること：

基本方針において、事業者以下を「努めるもの」として要請している。原則として強制力がない要請に留まっている

「事業者への取組要請に、一定の強制力を持たせる」必要がある。

フランスでは、2022年1月より、野菜、果物のプラスチック包装は禁止され、違反した場合は、最大で1万5,000ユーロの罰金が科されることなど、先進的なルール作りが進んでいる。
(エコリサ通信 No.116 へ続く・・・)

埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームにおける 実証試験について

埼玉県は、令和3年5月に設置した「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」*の取組として、家庭から出るプラスチックごみの回収実証試験を実施しています。

今回の実証試験は、プラスチック資源の循環利用を促進するため、プラットフォーム会員である株式会社ケーヨーと上尾市、伊奈町の協力の下、リサイクル可能なプラスチック資源を受け付ける回収拠点を設置し、市立小学校の児童、住民の皆さまから持参いただいたプラスチック資源の効率的な回収方法を検証するものです。

実証試験の結果については、とりまとめて公表する予定です。

1 ケーヨーデイツー上尾店（ホームセンター）での実証試験

(1) 実施場所

ケーヨーデイツー上尾店 第2駐車場

(2) 実施期間

令和3年11月19日～21日 10時00分～16時00分

(3) 回収品目

プラスチック製の衣装ケース、収穫用コンテナ、プランター、洗面器、バケツ等
(回収後にリサイクルするため、テープやラベル、金属、汚れ等を落としてあるものを限定に回収します。)

2 上尾市内の小中学校での実証試験

(1) 実施場所及び実施期間

ア 上尾市立富士見小学校：11月9日～19日

イ 上尾市立東小学校：11月16日～22日

ウ 上尾市立東町小学校：11月15日～19日

エ 上尾市立大石北小学校：11月8日～12日

(2) 回収品目

緩衝材、クリアファイル等

3 伊奈町での実証試験

(1) 実施場所

伊奈町役場、県民活動総合センター、伊奈町ふれあい活動センター「ゆめくる」

(2) 実施期間

令和3年12月1日～23日

(3) 回収品目

緩衝材、クリアファイル等

※埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームは、埼玉版SDGsの取組の一環として官民連携を目的に設置しています。詳細はQRコードからご覧ください。



さいたま市 大規模小売店舗立地法審議会に参加して

2021. 12

園田真見子

平成 27 年度からさいたま市の「大規模小売店舗立地法審議会」の委員をつとめています。

かつて「大店法」が話題になり、テレビなどでとりあげられていたことは知っていましたが、廃止になったあとのことは、全く知りませんでした。「大店法」（1974 年・昭和 49 年～2000 年・平成 22 年）の正式名称は「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」というもので、その目的は大型店の出店を規制し、中小小売業を保護・育成することとされてきました。それが時代の流れで廃止されたあとにできた「立地法」は「交通・騒音・廃棄物」を主とする周辺地域の生活環境の保持を目的とする法律です。

「大店法」は、敷地や店舗の面積など届け出なければならない項目は少なかったのですが、「立地法」はかなり細かな届け出をしなければならないことになっています。建物内の店舗面積が 1,000 m²を超える物販店舗が対象で、駐車場、駐輪場の位置及び台数・出入口、荷捌き施設の位置及び面積・利用時間帯、廃棄物の保管施設の位置及び容量などを届け出なくてはなりません。

届出書が提出されると、4ヶ月の公告・縦覧期間を経て、さいたま市役所内の庁内連絡会議が開かれ、意見が文書で出されます。関係各課意見、住民意見とその回答はその後開かれる審議会で配布されます。

私が参加した審議会では大きな問題はありませんでしたが、委員から出入口の位置と通学路や渋滞しがちな交差点との関係が心配との指摘などがあり、人や車の出入りが多い大型店舗に、ちょっとした配慮があるかないかが、トラブルを回避できるかどうかにつながるので、細かい届出を義務付け、第三者の審議にかけるというのは大事だと、毎回、感じています。

年3店舗～5店舗程度の新設があります。さいたま新都心ファッションモール、クスリのアオキ深作店、ドラックコスモス与野店・西大宮店・東岩槻店、ケーズデンキ大宮櫛引店、ニトリさいたま中央店などを審議しました。11月18日に開かれた審議会では、ケーズデンキ岩槻店と「大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業」というものでイメージがわからなかったのですが、調べてみたら、あの中央デパート跡地にできた複合ビルでした。

地下3階、地上18階で上の方にはさいたま市の市民ホールもできるそうです。審議の対象は42の小売店舗が対象でしたが。

廃棄物に関しては、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などの遵守に加え、減量化及びリサイクル活動を推進するよう求められています。また、保管施設からの悪臭など周辺地域への配慮も求められています。届出書には衛生管理、各種法律の遵

守、リサイクル資源の分別、などしか書かれていないものもありますが、レジ袋の有料化や客や従業員への啓発など意欲的に書かれたものもあります。取り扱う品目に沿って、なるべく、前に進むようなアドバイスになるように、SDGsにも言及した発言をするよう、心がけています。担当部署から設置者に伝えてられているそうです。

ZOOM 開催



2022年 エコ・リサ交流集会のお知らせ

これからのプラスチック生活、 どうなるの？ ～廃棄物ゼロ社会を目指して～

<日時>2022年2月17日（木）

14時00分～16時00分

（13時30分からエコ・リサHPより ZOOM接続可能～）

<参加費>無料 <定員> ZOOMでの参加100名

講演

「資源循環とプラスチックがもたらす地域の役割」

カーボンニュートラルを含めた持続可能な社会をどう築くのかを考えるには、資源循環、サーキュラーエコノミーを先ずは考える必要があるのでは？

講師

一般社団法人日本環境衛生センター

地域 SDGs・資源循環担当事業推進役 鈴木 弘幸 氏

編集後記： コロナで閉じこもってばかりいませんか？フレイル（加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態）にならないように、ウィズコロナですが、対策を講じて活動を再開できるとよいですね！SDGsもやっと認知されてきましたが、2030年までもう時間がありません。地道な活動を続けるしかないのでしょうか。継続が大事かなと思います。

轟 涼